

○江渡委員長 次に、宮川伸君。

○宮川委員 立国社の宮川伸でございます。

本日は、原発の安全性の問題と、人的要因、人的ミス、ヒューマンエラー、こういったことに関して議論ができればと思います。

今、例えば、高い防潮堤をつくって波が抑えられる、あるいは高い耐震性の建物をつくる、こういった地震に備えるということをしたとしても、人的要因で事故が起こる可能性があるということで、この人的要因、非常に重要だと思います。

そういった中で、敦賀原発の活断層に関するデータの書きかえが問題に上がっています。これを含めて、少しこういった人的問題に関して議論ができればと思います。

今回は、敦賀原発、日本原電ですので、日本原電を中心に議論しようと思いますが、これは、今、関電も問題になっていますけれども、全ての電力会社にも関係すると思っております。

最初に、平成二十年の問題ですけれども、ちょっと古い、十年ぐらい前の話、福島第一原発事故の前の話になりますが、敦賀原発の問題で、浦底断層の議論がありました。これはどのような問題だったか、簡単に御説明いただけますでしょうか。

○山形政府参考人 お答えさせていただきます。

まず、平成十六年三月、日本原子力発電から敦賀発電所三号炉及び四号炉の増設に係る原子炉設置変更許可申請、ここにおきまして、浦底断層の活動性については、空中写真を判読し、ボーリング調査を実施した結果、五万年前の地層には変位を与えていないことから活断層ではないというふうにされておりました。

一方、平成十八年、当時の原子力安全委員会の耐震設計審査指針の改定に伴いまして、平成二十年二月に開催されました原子力安全委員会の検討委員会において、中田専門委員から、空中写真判読の解釈が日本原子力発電とは異なるということ、それと、ボーリング調査だけでは地層の変位はわからず、トレンチ調査が必要であることから、浦底断層が活断層である可能性は否定できないという御意見がございました。

○宮川委員 今のお話ですが、日本原電が活断層じゃないと言っているところを、委員の先生方は活断層じゃないか、であると言っているということです。

お手元に資料をお配りいたしました。1と右に書いてあるものですが、波線が引いてありますが、ある委員の方、明らかに間違い、どこからか変な力が働き、普通なら一番考えにくいことを書いてしまっているのではないかとということが新聞に書かれていますし、この委員会の報告書にも同様のことが幾つも書かれています。

更田委員長、この問題に関して、安全性と人的要因という視点から、どのようにこの問題を受けとめられますでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

この浦底断層が活断層ではないという当初の日本原電の申請につきましては、これは耐震指針の改定前のもので、当時、原子力安全・保安院が審査をしていたものであります。その後、耐震指針の改定に伴って、日本原電は追加調査を行って、浦底断層は活断層と認めた、評価したというふうに承知をしております。

現在、規制委員会としましては、浦底断層は活断層として日本原電から新規制基準に基づく申請がなされており、敦賀発電所の敷地内断層については、科学的、技術的な観点から厳格な審査を行っているところであります。

加えて、人的な要因というふうにありますけれども、これは、この平成十六年三月の申請に対して人的な要因がどう作用したかということについては、今の時点で、私としては、ちょっと、過去のことでありますので見解を持っておりません。

○宮川委員 ぜひこの会議録を委員長も読んでいただきたいんですが、ある委員の方は、あれは明らかに間違いですよ、あれを専門家がやったとすれば犯罪に当たると思いますと、これほど重い発言を委員がされているということを、ちょっと御認識いただきたいと思います。

ちょっと時間の関係で次に行きますが、次は、平成三十年、二年前に、東海第二原発のときに、燃料有効長頂部位置データの問題が上がりました。これはどういうものでしょうか。簡潔にお願いします。

○山形政府参考人 お答えさせていただきます。

御指摘の東海第二の有効燃料頂部の位置データの間違いでございますけれども、これは、審査の過程で当方の審査官から指摘して判明したものでございます。

具体的には、審査資料に燃料有効頂部の位置が本来の値より五センチ低く記載されていたというものでございまして、これがその解析条件などにも誤って入力されてございました。

データの間違いの原因につきましては、昭和四十七年当初の許可の際の燃料仕様と、その後運転開始直前に変更許可を受けた燃料仕様が異なっていたにもかかわらず、この変更が関連文書に反映されていなかったということが原因でございます。

○宮川委員 これも、燃料棒の位置というのが重要だと思います。実際にある燃料棒の位置よりも低いところの数字が使われていたために、例えば水の高さ、水位計の設定がおかしくて、ですから、本当は燃料棒がちゃんと水に埋まっていると思っていたのに、実際は低くて、頭が出てしまうというような懸念もこの間違いにはあったんじゃないかと思いますが、委員長、この問題についてどのように思われてい

ますでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

御質問のあります燃料有効頂部、ペレットが入っているものの一番上の位置であります。これが間違っていたというのですが、この位置というのは御質問の中にあつた水位を捉えようとするときの基準点として用いられているものではありませんで、水位の基準点は、炉心の上に、セパレーター、気水分離器と、それからドライヤーという乾燥器がついておりますけれども、そのちょうど間ぐらいのところを基準点として水位をはかつております。

したがいまして、水位を捉えるという意味でこのタグの位置の間違いというのが、また、それから燃料の有効長というのは三・七メートルありますけれども、この間違いというのはおよそ五センチ程度のものであつたので、技術的な観点からは安全性に影響を与えるものではなかつたというふうに考えております。

一方で、みずからが運用する施設の資料に誤りがあつて、その誤りに長期間にわたつて気づかなかつたということは、気づかずまた是正されてこなかつたという点においては、これは日本原電にとっては品質管理の問題として重く捉えてもらいたいというふうに考えております。

○宮川委員 東海第二原発も日本原電ということでありまして。これは、資料2に新聞の記事を載せています、水位計のことも少し書いてありますが、これも人的問題で、四十年間も放置をされていたということでもあります。

次に、最近、去年あつた、敦賀原発の敷地の地形、地質等に関して、問題、記載ミスがあつたと思いますが、これはどのようなものか、簡潔にお願いいたします。

○山形政府参考人 お答えいたします。

令和元年八月の審査会合におきまして、日本原子力発電から、これまで提出のあつた審査資料の地質関係のデータの記載に一部不備があつたという報告がなされました。

具体的には、審査会合の資料は複数の者が分担して作成するに当たりまして、作業の段階で最新のファイルを印刷してそこから数字を転記すべきところを、誤つて修正途中の、少し前のファイルを印刷して転記などをしたため、九百三十一カ所の誤りが生じていたというものでございます。また、同年十月の審査会合において新たに二百九カ所の記載誤りがある、合計千百四十カ所の誤りがあつたという報告がございました。

○宮川委員 委員長、さっき、東海第二があつた翌年に、こんな千カ所以上の誤りがあるものが出ていました。これは、安全性と人的要因というような視点からどのようにお受け取りになられておりますでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

日本原子力発電につきましては、まず、東海第二原子力発電所の審査、これは、私、委員長になる前に、委員の一人として審査会合にも出席し、審査に携わっておりました。この東海第二のときは、率直な印象を申し上げますと、日本原子力発電というのは技術的に手応えのある会社だという印象を受けました。というのは、技術論に乗ってくるという性格を持っていて率直な意見を言うという点で、またそれから、その審査資料等にもこのような誤りは東海第二のときはなかったんです。

一方、今度、敦賀に入った際には、先ほど山形対策監からの御答弁にもありましたけれども、多数の誤りができてきて、この審査資料に誤りがあるということは、これは審査の内容に影響を与える可能性がありますので、何度も間違いが見つかるようでは、これは事業者の品質管理について疑念を生ずることにならざるを得ないというふうに思います。

膨大な資料に基づいて審査を行っておりますので、誤記やミスを全くないようにしろというふうに言うつもりはありませんけれども、しかしながら、技術的な判断に必要なデータに誤りがないようというのはこれはもう基本でありますので、事業者においては品質管理を徹底してもらいたいというふうに考えております。

○宮川委員 では次に、今問題になっている活断層データの書きかえ問題、簡潔に御説明いただけますでしょうか。

○山形政府参考人 お答えいたします。

御指摘の件でございますけれども、これは日本原子力発電から敦賀の審査会合資料として提出されたボーリング柱状図の記載が、何の説明もなく、未固結、固まっていない破砕部と記載されていたものが固結、固まっている破砕部と変更されたり、未固結の記載が削除されたり、変位センスが変更されていたものでございます。

具体的な書きかえ箇所、これは規制庁で確認した範囲では、現時点で十八カ所でございます。

このボーリングコア柱状図、観察事実として書きかえてはならないデータでございますが、審査資料のデータの一部が削除、変更された形で提出されると、審査の前提が崩れるなど、大きな問題と考えてございます。

○宮川委員 今、このA3の4というので大きなのを出しています。ここに実際に新と旧というのが書いてありますが、左下のところにちょっと文字が潰れているので拡大したのを書いています、今おっしゃっていた未固結とか固結とかという書きかえの部分があります。

委員長、この件に関してどのようにお考えでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

国会での御答弁で使う表現としてふさわしくなければ申しわけありませんけれども、ひどい話だと思っています。

敦賀発電所のボーリング柱状図の記載が何の記載もなく削除されたり、変更されたということは、これは審査の根幹にかかわる問題だというふうに捉えております。

本件につきまして、一回、日本原電の説明といたしますか、釈明を公開の審査会合で聞いておりますけれども、その説明は、見解の違いであるとか意思疎通の欠如であるという理由になっており、これは原子力規制委員会として到底納得できるものではないと考えております。

現在、日本原電に対し、データの削除、変更の経緯と考え方を再度説明するように求めており、今後審査の再開について判断をしていく予定であります。

○宮川委員 更田委員長、もう一度、今のこのデータなんですけど、固結、未固結、ちょっとなかなかわかりにくいんですが、これは、活断層があるかないか判断する上で重要なデータなのかどうか、どういう位置づけでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

あらゆる科学的データについて言えることですが、一つのデータだけに基づいて結論が出るわけではありませんけれども、先生御指摘のデータは判断をする上で重要なデータであるというふうに考えております。

○宮川委員 今、十八カ所変えられていた、今のところ十八カ所見つけたということですが、この変えられたのは、活断層があるだろうというデータをないだろうというデータに、全部そういうふうに日本原電に有利なように書きかえた、全部そういうデータだということによろしいんでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

十八のデータ全て、変わった箇所全てについて私自身が一つ一つチェックしているわけではありませんけれども、全体として、みずからの主張に有利なように変更をされたというふうに理解をしています。

○宮川委員 私も、常識から考えて、こんな書きかえはあり得ないと思うんですが、この書きかえは、きょう、今、5で日本原電の組織図をお配りしましたが、どこの部署がやったんでしょうか、お答えできますか。

○山形政府参考人 お答えいたします。

現在、日本原電に対して、ボーリング柱状図の生データの削除、変更の経緯とその考え方について、どこの部署というよりも、会社として説明するように求めています。

今後、審査会合において事業者から説明を受けた上で、厳正に審査を行っていきたいと思います。

なお、審査会合には、主に出席しているのは、取締役副社長、執行役員、開発計画室員、発電管理室員の職員の方たちです。

○宮川委員 私のこの組織図のところに星の印で開発計画室とありますが、これは、今おっしゃっている話ですけれども、これは、会議録があるんですね。

この会議録の中で、この原電の方が何と言っているかということですが、調査官、委員会の調査官が言われているような記載の仕方もあると思います、ただ、私たちがやっているような記載の仕方もないわけではないと思っておりますと、だから、こういうやり方もあるんだと言っております。それで、もう一つ、今副社長の話がありましたが、副社長、こういったことを意図的にやっているわけでは決してございませんで、きちんと見た結果、こうした方がよかろうと思ってやったんですが、それを御説明なくやったことは大変申しわけなく思いますと。

副社長が述べているということは、やはり会社全体がやっているということだと思っておりますが、更田委員長、これは正しいですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

当該審査会合には副社長が出席をされておりました。その際に、この記載の変更を行ったこと自体、副社長御自身がその時点で認識していたのかどうか少し定かではありませんでした。

ただ、日本原電の説明はこれまでのところ納得のいくものではないのは、こういった柱状図を書きかえて、それを説明するというような手法はこのサイトだけなんです。これまで幾つものサイトについて活断層にかかわる審査をしてきましたけれども、どこのサイトにおいても生データそのものの提出を、示しています。敦賀だけがさまざまなものをまとめた形という表現ですけれども、そもそも、柱状図というのは、観察記録を観察した人のお名前とともに、こういうふうに見えたというふうに残すものですので、それがその後書きかわるといのは到底私たちの理解できるものではありません。

したがって、これは、お尋ねに直接お答えすることは難しく、会社内のものであるのか、担当者のものであるかということに関しては、今の時点では私は見解を持っておりません。

○宮川委員 私は、この組織図、上が東海第二で、もう一個下が敦賀、それで、今言っていた話は、この全体を見ている、トップからくっついている組織のところになります。

もし現場が判断を誤ってやったとしても、普通は、チェックをして、いや、これはおかしいだろうと。百歩譲って、現場のものがそのまま出てきてしまったとしても、そのときの説明として、やはりこれは間

違いだったという説明があっただけだと思えます。だけれども、この会議録で残っているように、いや、こういうやり方もありますよということを副社長まで言っているわけですから、私は、東海第二の審査も同じように書きかえがあるんじゃないかと疑ってしまいます。

委員長、東海第二までもう一回きちっと見直すべきじゃないですか。

○江渡委員長 申合せの時間が経過しておりますので、更田委員長、簡潔にお答えください。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

先ほども御答弁差し上げましたけれども、東海第二原子力発電所の場合は、例えばこの柱状図等についても、生データがそのまま提出されて議論を行っております。そういった意味で、非常に正直に申し上げると、一連のものがちょっと敦賀特有のような印象を持っております。

○宮川委員 きょうは東海第二の例も出させていただきました。人的要因での事故が起こらないようにお願いをしまして、私の質問といたします。

ありがとうございました。